

「精神障害者支援体制加算」算定開始のお知らせ

この度、ウエルシアパートナーズが展開する「さわやかケア相模原・居宅介護支援」の計画相談支援（障害福祉サービス）におきまして、厚生労働省が定める「精神障害者支援体制加算」の算定に必要な体制が整いましたのでお知らせいたします。本加算は、精神障害のある方への支援体制をより充実させ、地域生活への移行支援や、地域における安定した生活の継続を図ることを目的としたものです。

具体的には、精神科病院への入院歴のある方や、地域で単身生活を送られている精神障害のある方に対し、専門的な知識と支援技術を備えた相談支援専門員が、地域移行支援や地域定着支援を含めた計画相談支援を実施いたします。

当事業所におきましても、「令和7年度神奈川県相談支援従事者専門コース別研修（地域移行・定着、触法）」を修了した相談支援専門員を配置し、精神障害のある方への相談支援体制を整備いたしました。

つきましては、令和7年11月より精神障害者支援体制加算（Ⅱ）を算定させていただきますので、以下に内容をご説明申し上げます。これまで以上に、質の良いサービスを提供できるよう努力してまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

<算定する加算の詳細情報>

加算の種類	算定単位	算定開始時期
精神障害者支援体制加算（Ⅱ）	30単位／月	令和7年11月1日より
※上記の単位数に地域区分別1単位の単価10,720円を乗じた額が費用額となります。		
※これまで同様、計画相談支援サービスについては、利用者の負担はありません。		
【算定要件】		
・地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。		

【本件に関するお問い合わせ先】

ウエルシアパートナーズ株式会社

さわやかケア相模原・居宅介護支援

電話：042-705-0351 午前9時～午後5時（平日のみ）